



2023年9月12日

各位

会社名 ラクスル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 CEO 永見 世央  
(コード：4384、東証プライム市場)  
問合せ先 上級執行役員 CAO 西田 真之介  
SVP of Corporate  
(TEL. 03-6629-4893)

## 譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、2019年10月17日開催の第10回定時株主総会で承認を頂いた譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定を決議し、本制度に関する議案を2023年10月26日開催予定の第14回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 1. 改定の目的

2021年3月1日施行の会社法改正において、取締役の報酬等として株主総会の決議で承認された内容に従い株式を発行又は処分する場合には、金銭の払込み又は財産の給付を要しないこと（株式の無償交付）が認められたことから、譲渡制限付株式の付与の際の柔軟な運用を可能とするために、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度及び譲渡制限付株式報酬制度において無償発行制度を用いることができるように変更するとともに、本制度の導入後、2023年2月1日をもって当社普通株式1株につき2株の割合をもって分割したことを反映するものです。また、代表取締役社長 CEO については、本制度とは別のロングタームインセンティブパッケージを設定するため、本制度の対象から除外することといたします。

### 2. 改定後の本制度の概要

本制度は、当社の取締役（代表取締役社長 CEO を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せず無償で当社の普通株式の発行若しくは処分を受ける方法（以下「無償交付方式」という。）、又は、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式の発行若しくは処分を受ける方法（以下「現物出資方式」という。）のいずれかの方法により、下記3.（3）の定めに従って服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を割り当てるものです。

なお、当社の取締役の報酬については、本制度による譲渡制限付株式報酬のほか、2019年10月17日開催の第10回定時株主総会において、年額3億円以内（うち社外取締役3千万円以内）、監査等委員である取締役の報酬額については年額5千万円以内としてそれぞれご承認をいただいております。また、本年8月1日に代表取締役社長 CEO に就任した永見世央につきましては、ロングタームインセンティブパッケージのひとつとして事後交付型リストラクテッド・ストックを導入することとし、これに関連する議案を本株主総会に付議いたします。その内容については、本日付「代表取締役社長 CEO に対するロングタームインセンティブパッケージとして事後交付型リストラクテッド・ストックの導入に関するお知らせ」をご参照下さい。

### 3. 改定後の本制度の内容

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限は、次のとおりであります。

#### （1）譲渡制限付株式等の額

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して交付する譲渡制限付株式（現物出資構成の場合は支給する金銭報酬債権）の総額を年額5億円以内（うち社外取締役5千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、監査等委員である取締役に対して交付する譲渡制限付株式（現物

出資構成の場合は支給する金銭報酬債権)の総額を年額5千万円以内とする。

## (2) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、無償交付方式又は現物出資方式により譲渡制限付株式を割当て交付する。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

## (3) 譲渡制限付株式の総数

当社の監査等委員である取締役以外の取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数266,000株(うち社外取締役26,000株)、また監査等委員である取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数26,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## (4) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### ① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、3年以上で当社取締役会が定める期間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下「譲渡制限」という。)

### ② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社関係会社の取締役、顧問及び従業員いずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

### ③ 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中継続して当社又は当社関係会社の取締役、顧問又は従業員いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社関係会社の取締役、顧問及び従業員いずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。この場合、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### ④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転契約その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。こ

の場合、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

なお、本制度により対象取締役割り当てられた譲渡制限付株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が SMBC 日興証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以上